

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人マルホ・高木皮膚科学振興財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。

- 2 この法人は、役員及び評議員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員及び評議員は第4条に定める報酬等を辞退することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、理事会又は評議員会の出席及び監事監査の実施等につき、1人1日1回当たり50,000円（源泉所得税控除後の金額）とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 報酬等は、理事会又は評議員会の出席及び監事監査の実施等、必要の都度、支払うものとする。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人マルホ・高木皮膚科学振興財団の設立の登記の日（平成 28 年 2 月 3 日）から施行する。

この規程は平成28年10月28日に改定する。